

南九州市訓令第8号

南九州市災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月1日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市災害対策本部規程の一部を改正する訓令

南九州市災害対策本部規程（平成19年南九州市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表第1に掲げる」を「別に定める」に改め、同条第3項中「別表第1に掲げる者をもって充てる」を「別に本部長が指名する」に改める。

第6条第1項中「別表第1に掲げる」を「別に定める」に改め、同条第3項中「別表第1に掲げる者（前項の規定に基づき、置かれた班にあつては本部長が指名する者）をもって充てる」を「別に本部長が指名する」に改める。

第8条中「それぞれ別表第2に掲げるとおりとする」を「別に定める」に改める。

第11条中「別表1に掲げるとおりとする。」を「別に定める。」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。